

P T A規約
運営規程
組織構成規程
会計規程
慶弔規程
P T A個人情報取扱規則

PTA 規約

令和 5 年 3 月 3 日改正

令和 5 年 4 月 1 日実施

令和 5 年 11 月 22 日改正

令和 6 年 4 月 1 日実施

運営規程・組織構成規程

令和 5 年 3 月 3 日改正

令和 5 年 4 月 1 日実施

令和 5 年 11 月 22 日改正

令和 6 年 4 月 1 日実施

PTA 個人情報取扱規則

平成 29 年 5 月 30 日実施

横浜市立南希望が丘中学校 P T A

横浜市立南希望が丘中学校PTA規約

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、南希望が丘中学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

(目 的)

第2条 この会は、保護者と教職員との緊密な協力のもとに、その目的を達成するための事業を行う。

1. 家庭・学校・社会における教育的環境の整備をはかり、あわせて生徒の福祉を増進する。
2. 会員相互の教養資質を高める。

(方 針)

第3条

1. この会は、教育を本旨とする民主的・自主的団体として活動し、営利的・宗教的・政治的・思想的な団体及び個人とはいかなる関係も持たない。
2. この会は、学校運営及び人事に干渉しない。

(会 員)

第4条 この会は、南希望が丘中学校に在籍する生徒の保護者と在職する教職員を会員とする。

会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第二章 会 計

第5条 この会の経費は、会費その他の収入によってあて、会費は一家庭当たり月額250円とする。ただし、事情により減額または免除できる。

1. 会費は、総会の決議によってこれを定める。新予算の決定までは、暫定措置として前年度の額を徴収し、その間の経費にあてる。
2. この会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第三章 機 関

第6条 この会は、次の機関を置く。

1. 総 会
2. 運営委員会
3. 役員会

4. 専門委員会
5. 推薦委員会
6. 特別委員会

(総 会)

第7条 総会は、この会の最高機関であり全会員で構成する。

1. 定期総会は、毎年年度始めと年度末に会長が招集する。
2. 議案は、7日前までに全会員に通知する。
3. 総会の定足数は、全会員の1/3以上（委任状も含む）で成立する。ただし、会員以外の代理は認めない。
4. 議決は、出席者の過半数の賛成を必要とし、可否同数の場合は議長がこれを決める。ただし、規約の改廃については出席者の2/3以上の同意を必要とする。
5. 臨時総会は、運営委員会及び会長が必要と認めた場合、または全会員の1/3以上の要求があった場合招集する。
6. 総会及び臨時総会における議決事項については、別に運営規程第3条で定める。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関である。

1. 運営委員会は、過半数の賛成をもって、規約以外に必要な運営及び活動の規程を定めたり改廃することができる。
ただし、その結果をすみやかに会員に知らせ、次期総会に報告しなければならない。
2. 運営委員会の構成及び運営については、別に規程で定める。

(役員会)

第9条 役員会は、この会と学校との連絡調整をはかり、会務全般を統括する。

1. 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
2. 役員会の構成及び運営については、別に規程で定める。

(専門委員会)

第10条

1. この会は、次の専門委員会を置く。
 - (1) 厚生委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 校外委員会
2. 各種専門委員会は、次の業務を分担する。
 - (1) 厚生委員会

生徒の保健衛生・校内環境の美化・会員及び生徒の福利厚生に関する業務を行う。

(2) 広報委員会

会報・速報等を利用して広報活動を行う。

(3) 校外委員会

校外における生徒の生活指導、学校・家庭・地域等との連絡、環境の浄化・安全の確保に関する業務及び組織構成規程第5条において定める各地区に関する事柄について活動する。

3. 専門委員会の選出方法・構成・運営については、別に規程で定める。

4. 校外委員会の基盤になる地区については、別に規程で定める。

(推薦委員会)

第11条 推薦委員会は、役員候補者を推薦整理し、総会にはかる。

推薦委員会の構成及び運営については、別に規程で定める。

(特別委員会)

第12条 特別委員会は、会務を行う上に必要な場合、運営委員会の決議により設置することができる。

第 四 章 役 員 及 び 会 計 監 査

(構 成)

第13条 この会に次の役員・会計監査を置く。

- | | |
|---------|--------------|
| 1. 会 長 | 1名 (P) |
| 副会長 | 2名 (P 2) |
| 会 計 | 3名 (P 2・T 1) |
| 書 記 | 3名 (P 2・T 1) |
| 2. 会計監査 | 2名 (P 2) |

(任 務)

第14条

1. 会長は、この会を代表し、会務を統括して各種機関（総会・運営委員会・役員会）を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 会計は、総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理し帳簿・備品の管理を行う。
4. 書記は、総会・運営委員会の議事及び会の活動状況を記録し、各種の集会の通知・運営を行う。
5. 会計監査は、年2回会計を監査する。

その他必要に応じて臨時監査を行い、その結果を運営委員会・総会に報告する。

(選出及び任期)

第15条 役員・会計監査の選出及び任期は次の通りとする。

1. 役員・会計監査は、別に定める推薦委員会により指名推薦され、総会で承認を受けて就任する。
2. 役員及び会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない。
3. 教職員の役員の選出・任期については、学校側に一任する。

第 五 章 慶 弔 及 び 表 彰

第16条 慶弔及び表彰は、次の通りとする。

1. 会員及び家族の慶弔にあたっては、別に規程で定める。
2. この会の発展または事業に功労のあった者に対して、運営委員会の承認を得て表彰することができる。

第 六 章 附 則

第17条 この会の規約の改廃は、総会で行う。

第18条 この規約は、次の通り実施または改正する。

1. 昭和53年 1月21日より実施する。
2. 昭和58年 2月 5日より改正実施する。
3. 昭和59年11月10日より改正実施する。
4. 平成 元年 2月25日改正 4月1日より実施する。
5. 平成 9年 4月30日より改正実施する。
6. 平成10年 4月30日より改正実施する。
7. 平成16年 2月16日改正 4月1日より実施する。
8. 平成18年 1月23日改正 4月1日より実施する。
9. 平成27年11月12日改正 平成28年4月1日より実施する。
10. 令和 5年 3月 3日改正 4月1日より実施する。
11. 令和 5年11月22日改正 令和6年4月1日より実施する。

運 営 規 程

第1条 この会は、規約に基づきPTA活動の円滑な運営を行うため、次の規程を定める。

第2条

1. 総会（規約第6条・第7条）は、会員である保護者（各家庭1名）及び会員である教職員で構成する。
2. 司会者は、総会の開催宣言を行い、総会役員の選出をはかる。
3. 総会役員は、総会のつど原則として出席会員の互選によって選出する。
 - (1) 議 長 1名
 - (2) 副議長 1名
4. 議事運営は書記があたる。
 - (1) 総会において、出席している会員の資格・委任状・出席及び委任会員の総数・総会開催中の員数変更を審査し、総会に報告する。
 - (2) 議事運営について準備し、総会に提案する。
5. 議長は議事運営に先立って、各2名の書記ならびに議事録署名人を任命する。
6. 動議は、あらかじめ書記を通じて議長に提出する。ただし、緊急動議は直接議長に提出する事ができる。
7. 採決は、次のいずれかの方法により行う。
 - (1) 挙 手
 - (2) 起 立
 - (3) 投 票
 - (4) 議長が定め、出席者の認めた方法
8. 議事録は、総会ごとに作成し、次の事項を記入する。
 - (1) 総会名・日時・場所
 - (2) 総会役員名・総会構成会員の出席と委任状
 - (3) 報告事項の要旨・質疑応答・討論要旨
 - (4) 議案及び動議の提出者の所属地区・氏名及びその経過
 - (5) 採決方法及びその賛否の数
 - (6) 開会及び閉会の時刻
 - (7) その他の必要な事項及び議長から指示された事項
9. 総会の議事録には、議長・会長・議事録署名人及び書記が記名する。
10. この会の各機関の議事運営は、この章を準用する。

第3条 総会（規約第6条・第7条）の決議する事項は次の通りとする。

年度末総会（協議により文書を持って総会に代えることができる）

1. 役員及び会計監査の改選と承認
※文書総会の場合は、議決は通知をもって行う。
ただし、就任は4月1日とし、翌年3月31日にて解任とする。

年度始め総会

1. 事業報告と年度計画の承認
2. 決算報告・会計監査報告の承認及び予算の決定
3. その他の運営委員会が必要と認めた事項
4. 規約の改廃（この事項に限り出席者の2／3以上の同意を必要とする）

第4条 臨時総会（規約第7条）の運営は総会に準ずる。

第5条 運営委員会（規約第8条）

1. 運営委員会は原則として、年4回以上会長が招集する。ただし、必要に応じ、随時開催することができる。
2. 運営委員会は、運営委員の2／3以上の出席で成立する。また、委任も認める。
3. 議案の採決は、企画委員を除く、出席運営委員の過半数の賛成で決める。
4. 運営の方法は総会に準ずる。

第6条 役員会（規約第9条）

必要に応じ開催することができる。

第7条 各専門委員会（規約第10条）

運営委員会で決定したそれぞれの分野で、この会の活動に必要な業務を行う。

第8条 推薦委員会（規約第11条）

1. 推薦委員会が設置されたとき、委員長は直ちに全会員に公示する。
2. 次年度の役員及び会計監査の立候補者ならびに被推薦者について調整を行う。
3. 立候補者ならびに被推薦者の有無にかかわらず、その他公正な方法により候補者を立て、年度末総会に推薦する。推薦委員会による推薦は新会員も可。
4. 推薦委員は、次年度の役員に自ら立候補する事はできない。
5. 推薦委員会の傍聴はできない。また、委員はその内容を漏らしてはならない。
6. 役員及び会計監査に欠員が生じた場合、必要に応じて運営委員会の要請に従って候補者を立て、運営委員会に推薦する。
7. 推薦委員会は、必要に応じて適時に構成し、任務の終了をもって解散する。

第9条 この規程は次の通り実施または改正する。

1. 平成 9年 4月30日より改正実施する。
2. 平成10年 1月17日より改正実施する。
3. 平成10年12月 5日より改正実施する。
4. 平成18年 1月23日改正 4月1日より実施する。
5. 平成27年10月 7日改正 平成28年4月1日より実施する。
6. 令和 4年 2月28日改正 4月1日より実施する。
7. 令和 5年 3月 3日改正 4月1日より実施する。
8. 令和 5年11月22日改正 令和6年4月1日より実施する。

組織構成規程

第1条 この会の規約に基づき、組織を構成するために次の規程を定める。

第2条 運営委員会（規約第8条）の構成は次の通りとする。ただし、委員の定数は運営委員会が定める。

1. 役員
2. 各専門委員会の正副委員長及び委員
3. 学校長及び学校長の認めた教職員

第3条 役員会（規約第9条）の構成は次の通りとする。

1. 役員
2. 学校長及び学校長の認めた教職員

第4条

1. 専門委員会（規約第10条）の構成は次の通りとする。
 - (1) 厚生委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 校外委員会
2. 専門委員は第1学年の保護者より選出する。定数は運営委員会で定める。
3. 各委員会の正副委員長は、1名ずつ互選する。但し、広報委員会においては前期・後期各任期ごとにそれぞれ正副委員長を互選する。
4. 専門委員の選出の管理事務は、前年度の運営委員会が行う。

第5条

1. この会に次の地区を置く。地区の数は6地区とし、その名称範囲は次の通りとする。
2. 地区を新たに設置または改廃する場合は運営委員会の承認を得る。

地区名	名称範囲
善部西・むつみ地区	善部西・善部むつみ会
中央会・南希望が丘地区	中央会・南希望が丘
中の原・三一・ヒルズ・山王塚地区	中の原・三一会・ヒルズ会・山王塚
さちが丘・富士見地区	さちが丘西部・富士見会
希望が丘・阿久和地区	希望が丘町内会・駅前共同ビル・大原・谷戸・その他の瀬谷区
中希望が丘西部・東希望が丘地区	中希望が丘西部・中希望が丘ハイツ・グレイシア・希望が丘第1コーポラス・第2コーポラス・親睦会・春の木・ビレッジ・クレル・コスモ・グリーンコーポ・東希望が丘

第6条 推薦委員会（規約第11条）の構成は次の通りとする。

1. 第1学年の保護者より8名を選出

委員会は選出された委員の中から互選により、正副委員長・書記1名を選出する。

本部及び学校との連絡係として本部役員より2名及び教職員より1名を推薦委員会担当者とする。推薦委員会担当者は、推薦業務は行わない。

第7条 役員・会計監査の選出（規約第15条）は次の通りとする。

1. 会員は、自ら次期役員及び会計監査に立候補することができる。その場合は、氏名・住所・所属学年学級を明記した文書を添える。
2. 会員は、次期役員及び会計監査を推薦することができる。
3. 総会の承認、または投票により決定する。

第8条 役員・会計監査及び正副委員長に欠員が生じた場合は、次により措置する。

1. 会長が欠員になった場合

副会長の協議により1名を定め、運営委員会の承認を受けて補充し、任期は前任者の残任期間とする。

2. 副会長が欠員になった場合

補充の必要がある場合は、推薦委員会により推薦し、運営委員会の承認を受け、任期は前任者の残任期間とする。

3. 会計及び会計監査が欠員になった場合、前2項に準ずる。

4. 書記が欠員になった場合、前2項に準ずる。

5. 各委員長が欠員になった場合

副委員長が委員長になり、任期は前任者の残任期間とする。

6. 各副委員長が欠員になった場合

該当委員会で協議の上、補充の必要がある場合は互選により選出し、運営委員会に報告し、任期は前任者の残任期間とする。

第9条 学校長は、この会のすべての会に出席する事ができる。

第10条 この規程は次の通り実施または改正する。

1. 昭和59年11月10日より実施する。
2. 昭和61年 1月 5日より改正実施する。
3. 平成 元年 1月25日改正 4月1日より実施する。
4. 平成10年 1月17日より改正実施する。
5. 平成11年 2月 6日より改正実施する。
6. 平成16年 2月16日改正 4月1日より実施する。
7. 平成18年 1月23日改正 4月1日より実施する。
8. 平成27年10月 7日改正 平成28年4月1日より実施する。
9. 令和 2年 2月18日改正 4月1日より実施する。
10. 令和 4年 2月28日改正 4月1日より実施する。
11. 令和 5年11月22日改正 令和6年4月1日より実施する。

会 計 規 程

- 第1条 この規程は規約第二章5条に従って定め、会計処理の基準を明確にし、PTA活動の円滑な運営をはかることを目的とする。
- 第2条 新年度総会承認までの予算執行に関しては、原則として前年度の予算を基準にした仮予算により、運営委員会の議決の上、執行することができる。
- 第3条 年間予算に余剰が生じた時は、次年度へ繰り越しするものとする。
- 第4条 予算の運営にあたって項目の流用を行うときは、他項目から不足を生じた項目の一割まで超過支出を認めるが、それを超える時は運営委員会の承認を得る。
- 第5条 予算の項目を増改廃するときは、運営委員会の承認を得る。
- 第6条 決算は年二回期末決算と中間決算9月末日にわけ、期末決算は総会、中間決算は運営委員会にそれぞれ報告し、その承認を得る。
- 第7条 中間・期末決算には次の表を作成して、総会ならびに運営委員会に提出し、承認を得る。
1. 収支決算表
 2. 予算と支出の比較表
 3. 監査証明
 4. その他の必要な書類
- 第8条 会の収支を明確にするために、次の会計帳簿を備え記帳整理する。
1. 主要簿・・・現金出納帳、会計伝票、領収書
 2. 補助簿・・・予算項目別明細表、会費徴収簿、備品台帳
- 第9条 金銭の出納は、原則として確証に基づいて行い、会計役員の認めた会計伝票を作成する。会計帳簿への記帳整理は会計伝票により行う。
- 第10条 会計帳簿・伝票及び収支に関する証拠書類の保存期間は次の通りとする。
1. 現金出納簿・・・・・・・・3年
 2. 会計伝票・補助簿・・2年
- 第11条 備品の取得異動に関する必要事項は、備品台帳に記録する。
- 第12条 備品の損傷滅失または不用品売却などの処分は、運営委員会の承認を得る。
- 第13条 会員が会の目的を達成するための会務を行った場合、旅費を支弁することができる。
- 第14条 この規程に定めない事項及び解釈上疑義が生じたとき、または改廃を必要としたときは、運営委員会に一任する。
- 第15条 この規程は平成元年1月25日改正、4月1日より実施する。

慶弔規程

第1条

1. この会の会員の慶弔は原則として次の通りとする。
 - (1) 会員及び生徒の死亡の場合には生花及び香典、または同等の弔意を表す。
 - (2) 教職員の家族の死亡の場合は会員に準じる。但し配偶者及び実父母実子、同居する養父母を対象に限る。
 - (3) 転退教職員には花束または同額程度の記念品とする。
2. その他必要が生じた場合は会長判断により支出し、運営委員会に報告する。

第2条 この慶弔規程の改廃は運営委員会の決議を得る。

第3条 この規程は平成 元年1月25日改正 4月1日より実施する。
平成 7年4月15日改正 同日より実施する。
平成10年2月21日改正 同日より実施する。
平成18年1月23日改正 4月1日より実施する。